

# 芸能伝承プロジェクト 芸能伝承一家元制度と非家元制度

川嶋将生・小森崇弘

**概要** 京都には伝統芸能に関する数多くの家元が現存し、活動している。この家元制度については、これまでも、歴史学・社会学などからのアプローチが試みられているが、しかしながら、1960年代以降、この分野に関する本格的な研究は、ほとんど行われていないといつていいだろう。本サブ・プロジェクトでは、芸能の伝承に家元制度がどのような役割を果たしたのか、家元制度をとらなかった芸能は、どのようにして芸能の伝承を行ってきたのかを、史料を検討しながら、改めて解明していきたいと考えている。なおこの場合の芸能とは、単にパフォーマンス系統だけではなく、流派を形成して技術伝承を行っている分野も視野に入れている。

Inheritance of performing arts project

The instruction of the performing arts:

the system of *Iemoto* (家元school heads) and the *Hi-Iemoto* (非家元non-school heads)

Masao Kawashima Takaaki Komori

**Abstract** Kyoto is home to numerous *Iemoto* (家元school heads) who, for centuries, had been concerned with traditional performing arts. Almost no scholarship has been conducted on this topic since the 1960s. Scholars have only recently begun to study the *Iemoto* system in its historical and sociological contexts. This project will take a fresh look at the development of these performing arts by taking into account the role of the *Iemoto* system and how the *Hi-Iemoto* system (非家元制度) has also carried out various special techniques to the next generation. This project will consider not only artistic techniques but also, their formation within a particular school.

## 1、家元制度研究の現在

歴史学からいえば、家元制度に関する研究は、1959年に刊行された西山松之助氏の『家元の研究』(その後、新版が1982年に刊行)が最初のまとまった業績で、その後、西山氏は著作集の第2巻に『家元制の展開』(1982)を収められた。これら一連の業績のなかで、西山氏は、芸能の相伝形態について、免許皆伝をも相伝する、いわば最終相伝権をも伝授する完全相伝から、門弟による教授権のみを認め、免許状の発行権や型の統率権、破門権などは家元が握る不完全相伝へと移行し、その移行の時期はおよそ18世紀前半ころとの見通しを提示された。この不完全相伝こそが現在の家元制度へと結びついて

いくのである。

社会学では、戦後早くに川島武宣氏や島崎稔氏らの研究があり、そこでは家元制度をとる流派については、家元を家長とする一大擬制家族とみて、かつそうした組織は、日本のヒエラルヒーであるとともに、個よりも集の考え方を優先した制度である、との分析がおこなわれている。

歴史学では西山氏のあと、1967年に雑誌『芸能史研究』16号が「家元制度」特集を組み、また1977年には雑誌『歴史公論』4巻4号がやはり「家元特集」を組んだ。そしてその後、守屋毅氏・熊倉功夫氏などが近世の家元問題についての発言などがあるが、かつて西山氏が論じたような総合的な立場からの議論となると、非常な困難を伴っている。

## 2、本サブ・プロジェクトの視角

その原因としてあげられる最大の要因は、かつて西山氏が精力的に研究を展開していたときは比較にならないほど、史料の閲覧が困難となっている状況があげられよう。家元制度研究を行うにあたっては、当然のことながら、家元側に所蔵されている史料が大きなウエートを占めているし、現に西山氏は、各種芸能の家元のそうした史料を閲覧することによって、研究を深めたのである。ところが戦後、さまざまな権利問題の発生から、家元側が史料を公開したり、閲覧させることに新調にならざるをえない、との新たな状況が生まれ、したがって史料の閲覧が困難になっているから、研究もおのずと停滞せざるをえない、というわけであり、その状況は、基本的には、現在もほとんど変わりはない。

研究の批判的継承という面からいえば、かつて西山氏がある史料に立脚して展開した議論が、果たして正鵠をえたものであるのかどうかを検証する手だてすらもっていない、という状況なのである。

しかし全てではないにしても、一部の史料を公開している家元もある。茶の湯藪内流家元藪内家がそうであり、また有職料理の儀式の型を伝承している料亭、萬亀楼などがそうである。本サブ・プロジェクトでは、これらの史料を主な分析対象とともに、芸能・技術伝承の問題について、さらに視野を広げてみていき、先学を批判的に継承することを目的としている。

たとえば、中世後期においては特定の芸能、たとえば室町幕府の立花に従事する者は、代々、立阿弥を称することが慣例となっていたことにみられるように、15世紀にはある芸能を継承する者は、ある特定の名前を継承する事例が、すでにみられたのである。江戸時代になってみられる襲名の先駆的な形態とみてよからう。

また家に伝承される芸能・技術についても同様である。たとえば、中世後期、猿楽や千秋万歳などを演じた、被差別民である声聞師(しょうもじ)の一派小犬は、父から子へと芸能伝承が行

われているし、また同時代、作庭に深く関与していった被差別民のなかで、8代将軍足利義政の寵愛をうけた庭者善阿弥のように、その世界で名を馳せる者も現われた。その善阿弥の家では子の小四郎、孫の又四郎も同様にして作庭に従事し、やはりその名が広くしられていた。したがってそこでは善阿弥の家に作庭技術が、家の技術として伝えられ、その技術が父から子へ、子から孫へと伝えられていた、とみるのが、自然であろう。

家元前史として、こうした問題も視野にいれながら、芸能・技術の伝承を考えていきたい。あるいは、芸能を伝承するに際して、仏教儀式である灌頂が行われることもあった。琵琶灌頂や和歌灌頂と呼ばれるものである。

この灌頂は密教儀式のなかで行われるものである。芸能や学問の伝承にこうした儀式がいつ頃から、なぜ取り入れられるようになったのか。熊倉功夫氏は、仏教における印信の形式と芸能の秘伝との間には類似性が認められることを前提に、宗教界を離れて秘伝が成立してくるのは、平安時代後期」との見通しを語っている。しかしながらこの問題については、なお明確な見解が得られているとはいがたい。これらのこと、依然として重要な検討課題となっている。

## 3、藪内家と萬亀楼

茶の湯藪内流は、藪内剣仲を祖とする流派である。剣仲は侘び茶の湯中興の祖といわれる武内紹鷗の弟子で、千利休のあい弟子であったといわれる。その出自については、堺出身であることは確実視されているものの、明確にはわかっていない。しかし茶の湯の世界においても、また出自においても、同じ堺出身であった千利休とは深い関係にあった。しかし利休が権力と結びついていたのに対して、剣仲は、民間にあって自由な茶をたしなんで、町衆の間に茶の湯をひろめたといわれている。利休の死後、茶人としての活動を本格化させ、寛永4年(1627)に没した。

そして二代目紹智h、西本願寺良恕法親王か

ら下京に屋敷地を与えられ、西本願寺と深い関係をもちながら、紹智もまた京中に茶の湯を広めていったのである。

ち戸内家は三千家とならんで、京の四家に数えられるようになるが、江戸時代中期の公家近衛家熙(予楽院)は、その著『槐記』のなかで、三千家を「上流」とするのに対して、戸内家を「下流」と呼んでいるが、これはそれぞれの家の所在地に因む呼称であった。

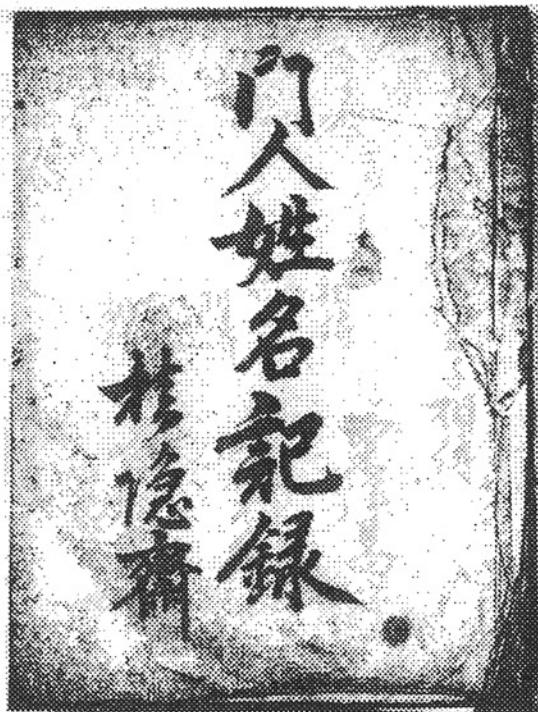
戸内家には江戸時代後半からの諸国門人帳や茶会記その他が残されており、現在それらの解説を進めているが、難解であり、作業は予定通りには進んでいない。

これに対して料亭萬亀楼は、享保7年(1722)、丹後から京都に出てきた初代が、「萬屋」の名で造り酒屋を営んだのが、そのはじまりである、とされている。その後、天明の飢饉の際に、茶店を営み、料理を出すようになったことが、現在の萬亀楼へと発展していくのである。

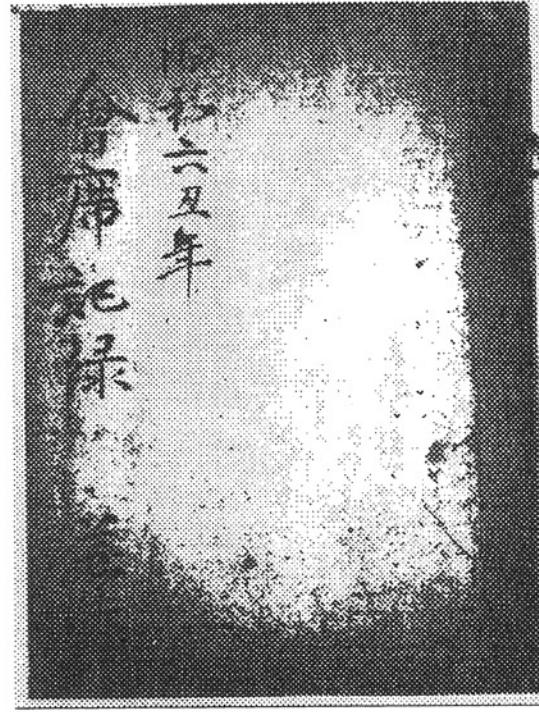
萬亀楼は、有職料理の技法・作法生間(いかま)流を伝えていることで著名である。有職料理としては四条流もその名を知られている。

萬亀楼には、元和年間(1615~24)に行われた二条行幸に関する献立史料をはじめとして、多くの史料が伝えられており、それらの史料を解説・分析することによって、有職料理に関する技術伝承がどのようにして行われてきたのかを、解説することが重要であろう。

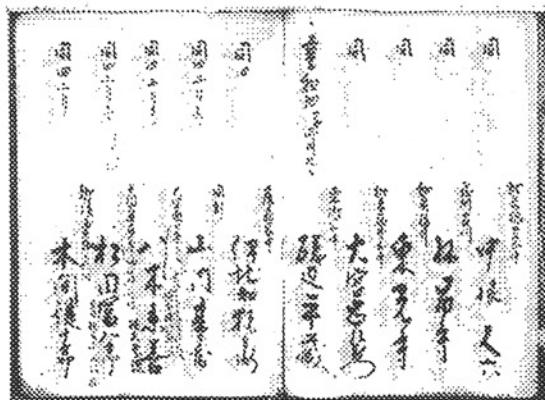
このほか、平家琵琶、当道座に関する史料である奥村家文書がある。奥村家はかつて当道座の検校をつとめており、その関係で、当道座史料を伝えてきている。同様に分析対象として史料の解説・分析にあたっていきたい。ただし、同家文書については、すでに渥美かをる他編著による『当道座・平家琵琶資料; 奥村家』(大学堂書店、1984)が出版されており、主たるもののは同書で翻刻されている。



### 【藪内流門人帳】(享和2年=1802~明治)



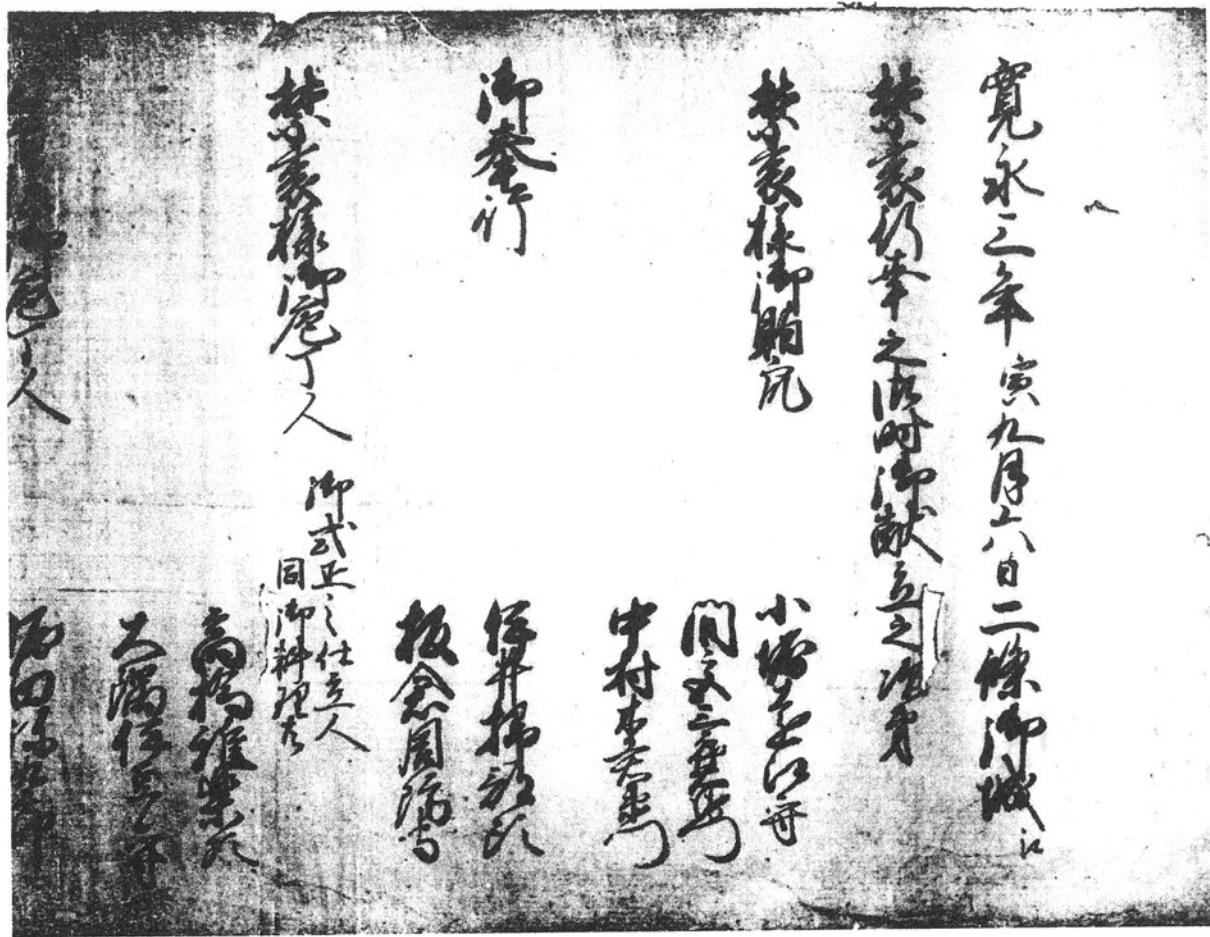
【藪内流会席記録】(明和 6 年 = 1769)



【同上·部分】



【同上·部分】



萬卷樓文書

諸流家元鑑

十秋館主人編  
梅樹園主人校  
寶月堂主人校  
興密館  
山田余藏校